

日立都市計画 区域区分の変更



【変更理由】

広域的な幹線道路の整備の進展等を生かした商業・業務拠点の形成を目指し、区域区分の変更(市街化区域への編入)を行い、計画的な市街化を図るものである。

【県決定】・区域区分の変更

常陸太田市東部地区

(市街化調整区域→市街化区域 約28.9ha)

同時決定

【市決定】・用途地域の変更

((市街化調整区域) 約28.9ha→準工業地域 約28.9ha)

- ・地区計画の決定(約28.9ha)
- ・土地区画整理事業の決定(約26.1ha)
- ・公共下水道の変更
(常陸太田公共下水道:排水区域の追加 約29ha)
- ・公園の変更(約1.8ha)

常陸太田市役所

凡例



市街化区域に
編入する区域